

6月は環境月間です

彦根市は、低炭素社会構築宣言都市です

私たちが日々生活をするうえでなくてはならない空気や水、食べ物が汚れていたり、衛生的でなかったりすると健康に暮らすことができません。また地球の温暖化は、異常気象を招くなど、私たちの生活をおびやかす問題として考え、いかなければなりません。

地球の温暖化は、自動車の燃料や、ガスを使用するときの燃焼、火力発電所での発電による二酸化炭素の排出が原因となっています。二酸化炭素などの温室効果ガスの削減のためにエネルギーの有効活用や自然エネルギーの利用などに取り組みましょう。

「環境家計簿」をホームページに掲載しています

彦根市では、彦根市ホームページから電気・水道・ガスの使用量をインターネット上に書き込み、どれくらい家庭から二酸化炭素を排出しているかを知ることができる環境家計簿「みるエコおうち」の利用を推進しています。エコライフを進めると、二酸化炭



素の排出量が目に見える形で減っていくことを実感することができます。

また市内小学6年生は、子ども版環境家計簿「キッズISO」にも取り組んでいます。市民一人ひとりの取り組みで低炭素社会を実現しましょう。

「高効率給湯器」または「太陽光発電設備」を設置する人に一部補助を行っています

彦根市では、高効率給湯器または太陽光発電設備を設置する人に、設置工事費の一部

を補助しています。補助金額は、高効率給湯器に2万円、太陽光発電設備に1kwあたり3万円で最大10万円です。対象となる人は、次の項目にすべて該当する人です。

- ①設置する市内の住宅に居住する人
- ②平成22年4月以降に工事を実施する人
- ③補助する設備以外にLED照明や断熱材などの省エネ設備などを導入する人

彦根市では、先に紹介した取り組み以外にもより良い環境を目指し、次のような取り組みを行っています。

- ▼古紙回収に取り組み団体や古紙収集量に応じた奨励金の交付
- ▼生ごみ処理機への一部補助
- ▼一部の地域に、合併処理浄化槽設置に対する補助

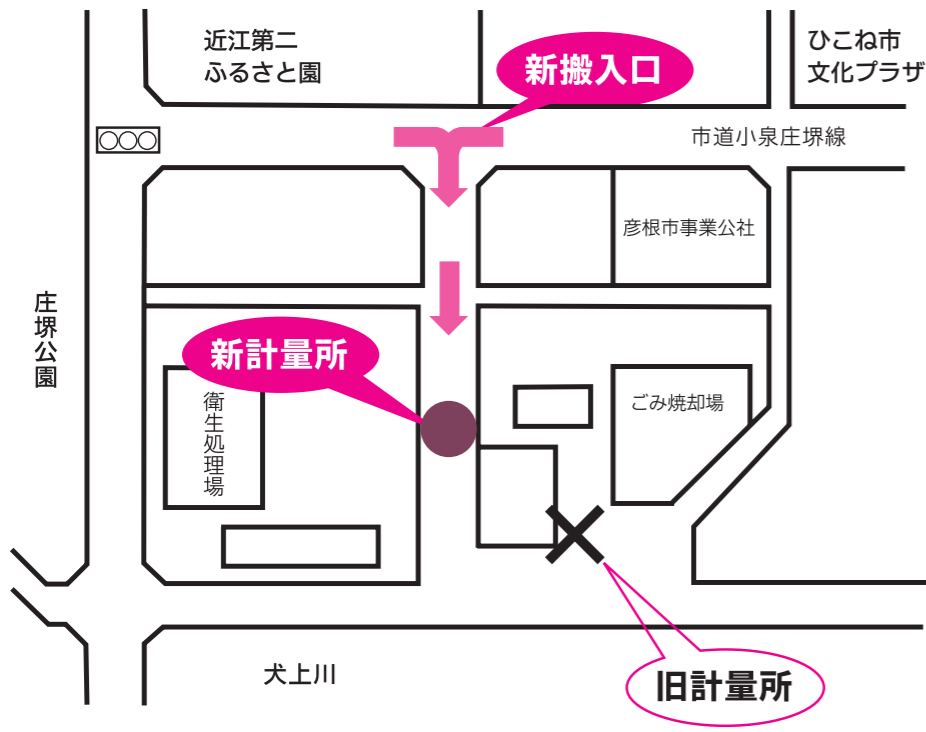
詳しくは、[困生活環境課](#)までお問い合わせください。市民一人ひとりができるところから低炭素社会の構築に取り組みしましょう。

問い合わせ先 [困生活環境課](#)
☎30-6116番、FAX 27-0395番

6月14日(月)から清掃センターのごみ搬入口が変更になります

ごみ搬入時に伴う交通渋滞を解決するため、6月14日(月)から、左図のとおり、計量所の場所と、搬入口が変更になります。

問い合わせ先 [困清掃センター](#)
☎22-2734番 FAX 24-7787番



人権 | 市民のつどい

「人権尊重都市」である彦根市は、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を施行し、差別のない明るく住みよいまちづくりをすすめています。

人権についてみんなで考え、理解と認識を深めるために「人権市民のつどい」を開催します。多数ご参加ください。

日時 6月13日(日) 13:00~16:30
場所 ひこね市文化プラザ
グランドホール

問い合わせ先 [困人権政策課](#) ☎30-6115、
FAX22-1398

※ロビーで人権パネル展、プラジルを紹介するコーナー、福祉の店を開設します。
※手話通訳、要約筆記、託児あり(託児の申込みは、6月7日(月)までに[困人権政策課](#)へ)

第1部 トーク&ライブ

「じんけんコンサート -Human Rights Live-」
出演 辻 好明 さん



「音楽を通じて『人権』のこと『差別』のを感じてもらえたら…」と、音楽を通して人権啓発をしようと2000年6月に「あずばるズ」を結成し、保育園の保護者会や企業での研修会でライブ活動を展開。その後ソロ活動を始め、1960~70年代のフォーク・ソングから最近の歌まで、自治会やPTAなどの研修会で歌っている。

第2部 講演

「差別のない社会をめざして
~『太郎が恋をする頃までには…』~」
出演 栗原 美和子 さん



テレビドラマプロデューサーとして数々のヒットドラマを生み出すほか、脚本・小説・エッセイなど、執筆活動も精力的に行っている。猿まわし芸人の村崎太郎さんと結婚し、村崎さんと自身の経験をもとに、被差別部落問題を真正面から描いた私小説『太郎が恋をする頃までには…』を発表。現代日本にまだ残る差別の実際に踏み込んだ内容が、「平成の『破戒』」とも評される大きな反響を呼んでいる。

大切な家族(犬・猫)を守りましょう!

生まれてしまった、もう飼えなくなった、迷子になった犬や猫は、動物保護管理センターへ収容され、飼い主の元へ帰れず処分されています。その数を減らすため、犬や猫を飼ううえで守っていただきたい4点のお願いがあります。家族の一員であるペットが、だから愛される社会をつくるために、飼い主としてのマナーを守っていきましょう。飼い主としてのマナーは、「動物の愛護及び管理に関する法律」や「滋賀県動物愛護管理推進計画」に規定されています。

- 1 不妊去勢手術をしましょう。手術をすることで、育ててもらえない子犬・子猫を増やさず、病気のリスクも減らせます。
- 2 迷子の対策を行ってください。犬には鑑札と狂犬病予防注射済票、連絡先が書かれた迷子札をつけましょう。猫にも連絡先が書かれた迷子札をつけましょう。
- 3 猫は屋内で飼育してください。屋内飼育は近所への迷惑防止とともに、病気のリスクを減らし、猫の健康状態の変化に気づくことができます。
- 4 終生、飼育してください。飼育できなくなったら、責任を持って新しい飼い主を探しましょう。捨てられた犬や猫は、野良犬・野良猫となって生活を送ることにあります。

動物保護管理センターでは、犬・猫の飼い方講習会を開催しています。また、収容された犬・猫のうち、健康で人に順応性のある犬・猫たちの譲渡会を開催し、飼育希望者に譲渡しています。飼い方講習会と譲渡会に興味のある人は動物保護管理センター(湖南市)にお問い合わせください。

問い合わせ先 [動物保護管理センター](#) ☎0748-75-1911番、FAX0748-75-4450番、[困生活環境課](#)、☎30-6116番、FAX27-0395番